

みたか国際化円卓会議第 12 期 第 4 回会議録要旨

日 時	令和4(2022)年7月 26 日(火) 午後6:30～8:00
会 場	三鷹市役所教育センター 3階 第三中研修室
出席者	委員8名(欠席委員5名)、事務局5名

【当日配布資料】

- (資料1)みたか国際化円卓会議 第 12 期委員名簿
- (資料2)ウクライナ避難民の支援について
- (資料3)多文化共生センター(仮称)に関するワークショップのまとめ
- (資料4)MISHOP の活動内容(2021 年度、2022 年度)
- (資料5)人権基本条例(仮称)について
- (資料6)第3回会議録要旨

【記号について】

・	委員の発言
→	事務局の発言

【議事内容】

- 1 開会のあいさつ
- 2 ウクライナ侵攻についての三鷹市の対応状況について(資料2)
- 3 令和3(2021)年度事業の実施状況、令和4(2022)年度事業予定について
 - (1) 多文化共生センター(仮称)に関するワークショップ(前回までのまとめ)(資料3)
 - (2) 三鷹国際交流協会(MISHOP)の活動内容(資料4)
- 4 人権基本条例(仮称)について(資料5)
- 5 その他

1 開会のあいさつ

- ・(副座長)本日の会議は、坂本座長が急遽不参加のため、副座長が進行を務める。
- 円卓会議には市の企画部長が委員として参加しているが、4月の人事異動により委員が変更となった。
- 石坂企画部長(新委員)、丸山企画経営課長、三鷹国際交流協会(MISHOP)佐々木事務局長の順に挨拶
- 公募市民の呉 孟軻委員が、市外転出、勤務地も三鷹市外のため、委員辞退の申し出があった。

2 ウクライナ侵攻についての三鷹市の対応状況について

- ウクライナ侵攻に関する三鷹市の取組み(2点)①ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する抗議書の送付、②ウクライナへの人道支援のための寄付募金 今年3月からふるさと納税と募金箱による現金募金を開始した。今現在は募金箱による寄付のみだが7月 25 日現在で約 1,145 万円の募金が集まった。
- MISHOP で行っているウクライナからの避難民への支援について(資料2)
- 3月末頃より、市内の都営住宅で 14 世帯 26 人の避難民を受入れ。都営住宅以外の方を合わせ 32 人が三鷹に避難してきて住んでいる。都内では、台東区に次いで2番目に多い。
- ウクライナ避難民の支援として、避難者の生活に寄り添った支援と三鷹市民にウクライナのことを理解してもらおう、という2つの方向性で三鷹市と MISHOP とで連携して取り組んでいる。
- ・(副座長)三鷹に多くの方が避難してきて、多様な支援をしていることがよくわかった。

3 令和3(2021)年度事業の実施状況、令和4(2022)年度事業予定について(資料3)

(1)多文化共生センター(仮称)に関するワークショップ(前回までのまとめ)

→令和4(2022)年度は、円卓会議第12期の2年目(後半の年)となるため、2023年の3月頃に第12期の提言を取りまとめる。第12期前半は多文化共生センター(仮称)について主に話し合ったが、後半は「人権基本条例(仮称)」についてご意見いただきたい。事務局としては、この2つを提言のテーマとして取り上げていただきたいが、他に委員のみなさまが取り上げたいテーマはあるか。

・特になし

(2)三鷹国際交流協会(MISHOP)の活動内容(資料4)

→2020年度に引き続き、2021年度はコロナ禍のためMISHOPフェスティバルをはじめ、活動が思うようにできなかった。

三鷹市感染症対策アドバイザー監修のもと、「協会の対面型事業実施における感染防止対策の指針」を策定した。この指針に基づき、MISHOPの活動を再開していく。

・MISHOPフェスティバルは、例年同様の開催になるのか。

→コロナ対策として、飲食エリアを区切り、人と人の距離を保って机を配置するなど感染対策を取りながら実施する。例年の約7割程度の規模となる見込み。

4 人権基本条例(仮称)について(資料5)

→令和3(2021)年10月の第1回円卓会議でも人権基本条例(仮称)を作るという話をしたが、その後、目的や進め方について、検討を重ねてきた。

→基本的人権の尊重は、日本国憲法で基本原則と捉えられているが、社会の変化等を背景に、人権に関する意識の変化が生じている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大などを背景に、多様な課題が顕在化してきている。そのような中、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて条例を作りたい。前回(第3回)会議でも、「日本では他国と比較して人権保障が不十分である」とNHKニュースで報じられており、「力を入れていくべき」との座長からの発言もあった。

→人権基本条例(仮称)は、他の条例や施策を誘導する役割を担う基本的な条例と位置づけ、最高位の決まりごととしたいと考えている。検討段階から、市民のみなさまと人権を尊重するという意識を共有して、社会全体の意識の変化を促すものとしていきたい。

→人権基本条例(仮称)は、人権施策に通底する、市の方向性や基本理念を明らかにしたものとし、男女、多様な性、子ども、高齢者、障がい者、外国籍市民などの各施策は、関連条例で決めて対応していく。人権を守るための具体的な支援策は、行政計画や予算に反映して対応していくことを想定している。

→条例制定に向けた基本的な考え方を整理するために今日のような場で各審議会や当事者関係者団体からもどんなことが条例に書かれると良いか、という期待等を伺いたい。

→令和4(2022)年度は、基本的な考え方をまとめ、骨格案を作成する。令和5(2023)年度に条例の素案を作り、パブリックコメントを経て、年度内に議会に議案を上程というスケジュール感である。

→人権に関する考え方の変化もあるが、性的マイノリティへの理解や同性パートナーシップ制度の検討、ヤングケアラーなどが社会問題として出てきている。このような社会の変化に対応しないといけない。

・同性パートナーシップ制度は、三鷹市では作るのか。

→三鷹市ではまだ同性パートナーシップ制度はできていないが、東京都でパートナーシップ制度が議会で可決し、10月から受付開始、11月からパートナーシップの証明書が発行される予定。都内の市区町村(16自治体)では既に独自で制度を作り、取り組んでいる。三鷹市では、東京都の制度を参考にしながら、今後検討していく段階。

・例えば交通事故に遭ってすぐに手術が必要な場合、病院は家族等から手術の許可をとる必要があるが、同

性同士では対象外となることがある。個人的に同性パートナーシップ制度は非常に大事だと思う。

・中国帰国者の方のことだが、日本語があまり上手ではなく、交通事故に遭い警察に状況説明をする際、十分に説明できないことで非常に不利な状況に陥った事例があった。人権というより「サポート」という感じだが、言葉の問題で不利益を被ったときにサポートができるかどうかが人権の保障につながることもあると思う。

・外国人でも日本人と同じような顔の人や、日本国籍だが日本語が上手でない方は(外見だけではわかりづらく)、頭がよくないと思われたり、無礼だと思われることもある。

→「偏見や差別の解消」というのは、資料5、2枚目の「外国籍市民」の箇所に書いてあるが、高齢者や障がい者にも当てはまる共通の課題。条例の中に細かい部分まで入れるのは難しいが、他の関連条例に盛り込む、または啓発をしていかないといけないと思う。

→通訳の話が出たが、MISHOP はボランティア主体の団体のため、できることが限られる。法律相談、医療に関することなど、万が一通訳を間違えたことによって不利益を受ける影響度合いが大きいものについては、対応できない。また、MISHOP では、日本国籍を持っているが、日本語が喋れない方も対象にした支援活動をしているので、他の日本人と同じように利益を享受できるような関わりをしていきたいと思っている。

→従来から日常生活支援をしているが、医療や交通事故の場面では足りないと思うので、きちんと受けとめ、きめ細かな支援がどこまでできるかみなさまからの要望をぜひ聞きたい。

→言葉の壁で不利益を被ることにに対する支援策に関して、法務省の「人権の擁護」というパンフレットがある。法務省の「人権擁護機関」では、日本語を自由に話すことが困難な外国人の方のために10の言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル電話相談」、「インターネット人権相談受付窓口」、「外国人のための人権相談所」を設置し、偏見・差別の解消や救済活動をしている。三鷹市単独では難しいことでも、東京都や国の機関を探すといくつか見つかる。また、このパンフレットには「日本に居住している外国人の方で現在どのような人権問題が起きていると思うか」というアンケートがある。一番多かった回答は、風習や習慣などの違いが受け入れられないこと。2番目が就職後職場で不利な扱いを受けること。3番目がアパートなどへの入居を拒否されること。これは前回のワークショップでも事例として挙げた。不動産屋で部屋を借りたくても、「ない」と言われてしまう。日本語も話せるし、日本人と同じように生活しているのに、外国人だから部屋を貸してくれないケースがあるというような話が出ていた。他にも差別的な言動(ヘイトスピーチ)や、職場・学校での嫌がらせやいじめなどの人権問題があると捉えられているという結果が出ている。

→これらも参考にし、こんなこともある、とか、まだまだ見えていない視点を発言いただけたらありがたい。

・今挙げたような細かいことを条例の中にどのように取り入れるのか。理念だけだと全然響かない。作るだけで終わってしまう。それを実際にまちで暮らす人にどう生かせるのか、どの辺まで細かくやるかだと思う。例えば公共施設の看板では、日本語のほか英語(場合によっては中国語や韓国語)が書いてあるが、もっといろいろな国の人がいるのに、他の言語の表記はほぼない。まちで迷わずに買い物ができたり、学校でも対応するとか、実際の行動指針みたいなのを入れると良いと思う。

・また、条例は国の法律より下(下位)になる。例えば、ウクライナ避難民の1年間のビザ(の期限)到達後も日本にいたいと思っても、強制送還や収容施設に入ることになる。それを市の条例で守れるのか。不利益な目に遭う人を救えるか、条例を制定してどこまで効き目があるのか疑問だ。

→ご指摘の通りだと思う。条例に細かいことまで書くのはなかなかできないので、まずは理念や市の考え方、方向性をしっかりと定めて、市民のみなさまに示すのが第一歩だ。行動指針やガイドラインもちろんあった方がいいが、条例と一緒に作るのは難しいので、実効性のある部分について、例えば、子どもの人権に関する条例を新しく作り、実効性を持たせる内容を記載したり、外国籍市民や高齢者に関する既存の条例を一部改正して規定したり、さらに細かい話については予算をとって施策として対応していきたい。「こんなまちにしたい」と市民の方にまず理解していただき、ひとりひとりが人権に配慮した行動ができるようなことから始めていきたい。例えば、個人的なアイデアだが、人権に関する三鷹市オリジナルのマークを市民から公募して啓発をして、人権を考えてもらう機会(イベント)をするのもひとつかと思う。

→人権に対してみなが少しずつ、自分も行動に移そうと思っていただけたらと思う。民間企業も人権を尊重しながら雇用する必要があるし、入居の手続きもしないといけないことをわかってきていただきたいと思う。

→先日法務副大臣が市長を訪問され、ウクライナ避難民への支援について話をした。法務省の方も、(滞在ビザが)1年間では短いというような思いがあるかと思う。法を覆して条例で何かをするのは難しいが、法で対応しきれないことを、条例で対応するということはできると思うので、三鷹らしいきめ細かな対応をしたい。

→ポイントは、条例ができて何が変わったか、というところ。みなさんからの意見の中でできることはセットで示していくことが大切だ。理念だけにならずに、外国籍の市民の方々の暮らしがどうしたら良くなるか、そのために意見をどう生かしたのかということもきちんと受けとめて、できるものについては返していきたい。それが条例に入るのか、事業の中で検討するかというところをみなさんと議論しながら進めていきたいと思う。

・人権というのは、かなり哲学的な話なので、具体的な話をすると、明確になる。例えばアイルランドでは同性結婚ができるが、ゲイのカップルがウェディングケーキを作って欲しいとお店に注文したところ、宗教(キリスト教)上の問題からお店に断られ、裁判になったことがあった。

→このような具体的なケースの中から、人権の課題はどこにあるか、エッセンスを抜き出していくこともしていきたいので、小さなことでも意見を聞かせていただきたい。

→人権尊重の方向性を示すキーワード、条例に求めることを言葉で表していただきたい。例えば国立市は「国立市人権を尊重し、多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」、狛江市は「人権を尊重し、みんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」という名称。条例の名称を見てどういう内容なのかわかりやすいキーワードがあれば教えて欲しい。

→他の市民団体のヒアリングでは、今はインターネット・SNSによる誹謗中傷、インターネット上での人権侵害もある。区画された歩道に電柱があり、車椅子の方が通れない、それも障がい者の人権が侵害されているのではないかという意見あった。

・(副座長)三鷹市は、人権に関していろいろ課題があると認識していて、具体的に施策をしていこうと考えた場合に、その大もとになる条例を作ろうとしている、と私は理解しました。私個人としては(人権に関して)詳しくないが、自分なりに気づくことや、思うことがあれば調査票に記載して回答したいと考えている。他の委員の皆さんもぜひご協力ください。

5 その他

次回は10月下旬頃を予定している。決まり次第お知らせする。

以上